

平成27年度 第4回熊本市障がい者自立支援協議会

日時 平成28年2月19日（金） 午後3時から

会場 熊本市庁舎14階大ホール

出席者 日隈委員、秋成委員、大島委員、谷口委員、東委員、園田委員、平田委員、中島委員、大山委員、沖本委員、平川委員、丸内委員、永井委員、篠原委員、勝本委員、多門委員、西委員、田代委員、松村委員、中山委員、干川委員、木村委員

欠席者 山田委員、堀内委員、本田委員、原田委員、田中委員

配布資料

- ・平成27年度 第4回熊本市障がい者自立支援協議会 次第
- ・熊本市障がい者自立支援協議会委員名簿（H27.11.20 現在）
- ・平成27年度 第4回熊本市障がい者自立支援協議会 席次表
- ・資料1 新たな取り組み等の概要紹介
- ・資料2 各部会報告資料
- ・資料3 地域生活支援拠点等の整備について
- ・資料4 桜町・花畑周辺地区の整備に伴うアンケート調査について
- ・資料5 委員から寄せられた各種課題の整理について
- ・資料6 委員意見への対応状況について
- ・平成27年度第3回熊本市障がい者サポーター研修会チラシ
- ・その他各種委員持参資料

議事（概要）

進行	<p>1 開会</p> <p>ただいまから平成27年度第4回熊本市障がい者自立支援協議会を開会いたします。</p> <p>本日の委員の出欠状況ですが、山田委員、堀内委員、本田委員、原田委員、田中委員からご欠席の連絡をいただいております。</p> <p>それでは、協議会の議事に移ります。これからの進行は干川会長にお願いいたします。</p>
干川会長	<p>本日も限られた時間の審議となりますので、皆さんご協力をお願いいたします。それでは、まず本日の議事に入ります。</p>

	<p>2 議事</p> <p>(1) 新たな取り組み等の概要紹介</p> <p>議事1「新たな取り組み等の概要紹介」について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>障害者差別解消法にかかる熊本市の取り組みについて説明いたします。</p> <p>資料1、1ページをご覧ください。平成28年4月1日から障害者差別解消法が施行されます。法律の概要は、国や地方公共団体といった行政機関、民間事業者が、障がいを理由とする差別を解消するための措置を定め、それを実施することで、障がいのある人とない人が分け隔てなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら共に暮らせる社会を作ることを目的としています。主な内容としては、差別を解消するための措置として、障がいのある人への不当な差別的取扱いと合理的配慮の不提供の禁止が定められています。ただし、民間事業者は合理的配慮の提供は努力義務となっています。これらの具体的な対応として、国や地方公共団体は、その機関の取り組みに関する対応要領を策定することとなっています。また、民間事業者は、国が事業分野別の指針、ガイドラインを策定することとなっています。</p> <p>次に、差別を解消するための支援措置として、本市が関係するところでは、「紛争解決・相談」については、既存の相談、紛争解決の制度を活用、充実した体制整備、「地域における連携」については、障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携、「啓発活動」については、普及・啓発活動の実施などを行うこととなります。</p> <p>2ページをご覧ください。事業分野別のガイドラインについて、福祉事業者については厚生労働省がガイドラインを定めており、障がい者に対し不当な差別的取扱いをしないことや合理的配慮を行うための必要な考え方が記載されています。各事業者向けの対応指針は内閣府のホームページに掲載されていますのでご確認ください。</p> <p>3ページの内容は前回会議でも説明を行いました。差別解消法の施行にあたって市が実施する取り組みを整理したものです。前回会議から動きがあったものとして、「職員対応要領」、「相談及び紛争の防止等のための体制の整備」、「障害者差別解消支援地域協議会」の3つについてご説明します。</p> <p>4ページをご覧ください。職員対応要領については前回会議で人事課から説明させていただきました。職員が障がい者に対し適切な対応を行うために必要な事項が定められたものです。「2. 本則」では、差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供、監督者の責務等が定められています。「3. 留意事項」では、障害者差別解消法は、何が差別、あるいは合理的配慮にあたるのか明確には示していませんので、職員がそれを判断する一つの目安として具体例をいくつか列記</p>

	<p>しています。この職員対応要領は、市民の意見を反映させるため、1月から1ヶ月間パブリックコメントを実施したところです。3月中には策定を完了し、4月から適用を開始することとしております。また、適用開始後も必要に応じて内容の見直しを行うこととしております。</p> <p>5ページをご覧ください。相談及び紛争の防止等のための体制の整備についてイメージ図を載せています。法では、障がいや理由とする差別の相談、紛争の防止及び解決を図るために必要な体制の整備を図ることと定められています。それに伴い設置する差別的取扱い等に関する相談窓口は、各区役所の福祉課や委託相談支援事業所などの既存の機関の活用、充実を図るところで準備を進めています。差別的取扱いに関する相談は、市職員に関する相談とそれ以外の相談の2つに大別されます。まず、市職員から受けた差別的な取扱いに関する相談窓口は人事課に置き、それ以外の差別的取扱いに関する相談の窓口は、障がい保健福祉課、各区役所福祉課、委託相談支援事業所が内容の聞き取り等の初期対応を行います。各区役所福祉課と委託相談支援事業所では、現在も障がい福祉に関する相談を受けていますので、既存の機関を活用するものです。そして、相談内容によって調整が必要な場合は、県が定める、障がいのある人もない人も共に生きる熊本づくり条例に基づき配置されている、広域専門相談員に相談内容を引き継ぎ、解決に繋げるという流れで準備を進めています。</p> <p>最後に6ページをご覧ください。障害者差別解消支援地域協議会の設置についてです。地域における障害者差別に関する相談や、紛争解決を推進するためのネットワーク構築のため、熊本市では障害者差別解消支援地域協議会設置に向けた準備を進めています。会議の設置によって、関係機関同士のネットワークが強化され、制度の谷間や相談のたらいまわし等が生じることなく、地域ぐるみで差別の解消に向けた主体的な取り組みができると考えています。設置時期は今年4月を予定しています。想定される協議内容は、情報共有や事例等の蓄積が主となります。構成メンバーは、国の想定する機関を資料には記載していますが、他都市の例では、虐待防止連絡会議等の既に設置されている会議と一体的に運営されているものもあります。今後本市での設置に向けて、構成メンバーや協議内容等の検討を進めたいと考えております。</p>
事務局	<p>引き続き、重症心身障がい児等在宅支援について説明いたします。</p> <p>まず、背景として、肢体不自由及び知的障がいのある重度の障がい児に対しては、短期入所や療養介護などの事業を実施してきましたが、家族の高齢化に伴い日常生活や将来が不安という声が多数あり、支援の充実が喫緊の課題となっていました。</p> <p>そのため、昨年度までに生活調査による実態把握や、関係者による推進会議を実施しまして、今後実施すべき具体的施策について取りまとめを行ったとこ</p>

ろです。生活調査は449人の方を対象に行いまして、生活実態や障がい福祉サービスの利用ニーズ等の調査を行ったところですが、結果として310人から回答がございました。医療的ケアが必要な方が127人おられ、濃厚な医療的ケアが必要な方は在宅の方が多く、家族、特に母親が過大な介護をされていること、さらには、日常生活で困っていることとして、預かれる施設が少ないといった多くの意見をいただいたところです。

資料裏面をご覧ください。こうした結果を踏まえ、推進会議において具体的な施策として、1、短期入所の充実方策の検討、2、療育・リハビリテーション機関の確保策の検討、3、重症心身障がい児等に対応した相談支援体制の検討、4、障がいの重度化・高齢化及び親亡き後も踏まえた居住支援のあり方の検討、5、行動障がいのある者に対する支援のあり方の検討、6、医療・保健・福祉の関係者による総合的な支援体制の確保ということで、6つの視点から検討が必要という考えをまとめていただいたところです。これを踏まえ、全部すぐということも難しいため、特に重要度の高いものについて、次ページのとおり28年度の事業案として予算計上させていただいたところです。

1 医療型短期入所施設体制整備事業ですが、現在、医療型短期入所事業は江津湖療育医療センターと、おがた小児科がされているかぼちゃクラブの2カ所で実施されています。緊急時に預けることができないという切実なご家族の声を少しでも解消できればということで、手厚い支援をする事業所に対して助成する形で事業の拡大を目指すものです。事業を開始した場合、診療所に対しては新たに雇用した人件費総額の2分の1（上限3,000千円）の金額を、また、病院に対してはヘルパー等を活用した場合に助成するという内容です。確定ではありませんが、事業開始に向けて準備されている病院もありますので、そうした動きの後押しになればと考えています。詳細な要綱等はこれから策定しますので、実際にヘルパーの方にどのくらい協力をお願いするのかといった点は現段階では分かりませんが、その際にご協力いただければと思います。

次ページの、2 重症心身障がい児等支援者研修会ですけれども、重症心身障がい児の方への支援は、医療機関の支援から福祉サービスの提供まで多岐にわたることを踏まえ、必要な研修を実施し、連携体制構築のほか、支援技術の向上を図るものです。研修会の実施にあたっては、熊本小児在宅ケア・人工呼吸法研究会が今までも研修をしてこられましたので、ご協力いただくところで考えておりまして、相談支援事業所の皆様方にもご協力をいただくことになるかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

3 ネットワーク会議の開催ということで、昨年度までホームヘルパー協議会や訪問看護ステーション協議会、重症児者を守る会、熊本大学の先生ほか、関係者の皆様へ推進会議でご協力をいただいておりますけれども、そういった

	<p>方々を中心にネットワーク会議を開催する予定です。</p> <p>これらの事業を実施することで、重症心身障がい児の方の在宅生活を支えるということと、ご家族の介護負担軽減を少しでも図りたいと考えておりますので、ご協力をお願いできればと考えております。</p>
千川会長	<p>ただいまの説明に対して、ご意見やご質問があればお願いします。</p>
中山委員	<p>難病団体の中山です。</p> <p>障害者差別解消法に関する説明ですが、県条令第19条に「事実の公表」があります。県が違反とみなした場合には企業名等を公表することになっていきます。熊本市も県の条令に基づくという意味で、資料の図式の中でどのような位置付けとなるのかお伺いいたします。</p>
事務局	<p>事実の公表につきましては現在検討中ですので、はっきり決まりましてから回答させていただければと思います。</p>
千川会長	<p>他にはいかがですか。よろしいですか。</p> <p>(2) 各部会報告</p> <p>では、続いて、議事2「各部会報告」に移ります。</p> <p>それぞれの部会報告を、子ども部会、就労部会、相談支援部会、精神障がい者地域移行支援部会の順にお願いします。それぞれの報告の持ち時間を5分といたしますので、よろしくお願いします。では、子ども部会部会長の丸内委員からお願いします。</p>
丸内委員	<p>子ども部会の丸内です。よろしく申し上げます。</p> <p>子ども部会は、今年度の活動の大きな柱として、余暇活動支援マップづくりに継続的に取り組んでいます。スポーツ、文化、親の会の3グループに分かれてワーキングをしています。これが1月、2月に完成予定でしたけれども、少し作業が遅れていまして、3月中には作る予定になっております。</p> <p>12月はミニ研修を実施しました。障がい児の支援の状況は刻々と変化しています。特に今年度は保育園・幼稚園が認定こども園に変わったり、熊本市ではそういう動きが結構ありまして、それについて保育幼稚園課から説明を受けて色々質問がありました。特に、障がいのある子どもさんの受入れ体制についてはどうかという点。それから、熊本市中央児童発達支援ルームつばめさんクラブの、これは市が全体的に支援をされて、保育士の研修会や保護者の研修会をされているところですが、それについての説明。それから、質問の中で一番多かったのが、障がいのある子どもさんを受け入れていらっしゃる保育園や幼稚園に対して補助金が出ていますけれども、補助金の額や加配はどのようなになっているか、それに対する意見書の作成についての質問がありました。</p> <p>1月は余暇活動支援マップづくりを継続しています。それから、次年度の子</p>

	<p>ども部会のあり方等について、2月まで持ち越して次年度どのような活動をするかというテーマを設けています。問題点としては、子ども部会も部会員が入れ替わったり、あるいはこれが任意の団体ですので、誰がどのように責任を持って実施していくのかという責任の所在が明確でないので、今後の運営について少し検討が必要かと思っております。</p>
篠原委員	<p>就労部会の篠原です。</p> <p>就労部会は今年度、企業就労班、福祉施設班、当事者班、システム班の4つの班を構成して実施しています。今年度の非常に大きな山かと思われる就労フェアを2月23日に開催予定です。企業就労班から企業セミナーを開きますし、福祉施設班は内覧会や商談会、企業の方と熊本市内の事業所の商品や役務の状況でお仕事について具体的に商談に入っていただくところで計画しています。特に、それに対してシステム班では、各事業所の情報を収集してインターネット上の「施設プラグ」というところに基本情報を載せて、外部からでも情報を見られるよう今仕組みを作っているところです。</p> <p>また、企業就労班の「しごといく」という情報誌ですが、企業の事例を掲載したと記載していますが、ただこういう会社がこういう仕事の内容で雇ってくれましたよということではなく、雇ってどういうメリットがあったか、会社の側が障がいのある方を雇って、会社の雰囲気がどう変わっていったかとか、また、当事者本人の就職しての感想や、自分の自己実現の状況がどうかとか、そういうところまでインタビューして書いていただくようにしてあります。</p> <p>福祉施設班ですが、熊本は全国でもA型事業所がトップクラスに多いということで、様々な事業体系の方が事業を始められていますので、色々トラブルもあっているところですが、批判してもしようがないし、自立支援協議会の就労部会ですので、自分の事業所を振り返ってどういう状況にあるのかを自己評価していただくための、自己評価シートを作成しているところです。ほぼ出来上がっているのですが、法令順守はもとより、当事者のための事業ですので、当事者の方たちに対してどういった支援をきちんと考えているかということの一つの尺度にして、この自己評価表を作成しているところです。</p>
秋成委員	<p>相談支援部会です。まず、27年度の部会の活動についてです。</p> <p>福祉サービスを考える班、情報更新班、ワークショップ事例検討班の3つの班に分かれて、社会資源の検討、熊本市の課題抽出、情報共有を行いながら、関係機関のネットワークによる支援体制が強化できるように、なかなか不十分ですが、取り組んできました。</p> <p>26年度までくらし部会で作成したグループホーム情報とヨカ余暇情報便利帳と、相談支援部会で作成した相談支援マニュアルの情報更新を行っています。熊本市の相談支援事業所は今年度で2ヵ所増えて、まだまだ足りませんが現在</p>

40カ所となり、新規の相談支援事業所も安心して相談の対応が行えるよう、相談支援専門員の質の向上に向けたワークショップを2ヶ月に1回行って事業所間の連携を図る機会としています。

各班の活動報告より反省になります。福祉サービスを考える班ですが、関係機関に協力をいただき、障がいのある方が地域で生活をする中で課題であると感じていることについてアンケートを行いました。結構たくさん挙がったんですけども、それぞれをカテゴリー毎に集計して、規模が大きかったので2班に分かれて議論、検討を行いました。班員でそれぞれの課題を共有できて、それに付随することに関しても議論を深めることができたということですけども、一つ問題点が挙がりまして、課題解決の模索を行うのですが、各関係者から出てきた課題であるだけに、具体的に解決できる策が相談支援事業所だけではなかなか見つけることが難しいということで、来年度はこの経験を生かして課題検討の方法について工夫をしなければと考えています。メンバーのモチベーションの向上のためにも、課題となっているところです。

情報更新班ですが、グループホーム情報の更新、Q&A集とハンドブックの確認と更新を行っています。計画相談の受入れ状況とグループホーム情報は、KP5000の相談プラグと住まいプラグでタイムリーな情報が閲覧可能となっています。今後、ハンドブックや計画相談のマニュアル、インフォメーション機能なども相談プラグ、KP5000にうまくのせてネット上で共有できないかと検討しているところです。グループホーム情報の住まいプラグへの掲載についての事業者説明会は10月21日に開催しました。

ワークショップ事例検討班では知的障がい者、精神、身体、児童の架空の困難事例モデルを作成し、事例検討、サービス等利用計画案の作成のグループワークを2ヶ月に1回行っていきます。部会への参加は各事業所から1人か2人の所がほとんどですので、基本情報、アセスメント表、プランを持ち帰って、他のスタッフにも浸透できるように架空の事例を使って検討しています。今後もやりたいという意見がありますので継続して実施して、使用した架空の事例は今後事例集としてまとめる予定です。

平成28年度の活動計画ですが、部会内のコアメンバーで話し合っ、先日の相談支援部会でも検討したところです。平成27年度は3班体制で取組みを行いましたが、1班の人数が多くて活発な意見交換ができないためにモチベーションが維持できず、部会への参加者が段々減る等してしまいましたので、28年度は班編成を細かくし、出来る限り一人ひとりが何らかの役割を持ち、モチベーションを維持しながら取り組んでいきたいと考えています。

会議時間は2時間を基本としますが、事例検討がない月は1時間半として、前半30分でコアメンバーの会議を行いまして、大きく広がりました各班の意

	<p>見の集約、相談支援部会の方向付けを検討していくことにしています。</p> <p>つぎのとおり新年度の班構成案で調整しているところですが、セルフプラン検討班は、今、計画相談は難民のように、特に重度の方とか大量に出て、何十件も当たっているけど見つからない。正直、熊本市の方が郡部の事業所に流れていって、実際のサービスの利用につながっているのか、ちゃんとしたサービスになっているのかと懸念されますが、やはり安直なセルフプランの導入は難しい。では、安直ではないセルフプランはどのような方向性が、どのようなルートがあるのかを検討する。特に他の都道府県の事例も含めて検討していくという班です。</p> <p>ガイドライン解釈班は、熊本市が作られているガイドラインは正直文章が難しく、相談支援専門員自身がそれを読みこなしていないこともありますので、わかるよう解釈してもらおうという班を作成しています。</p> <p>作成物維持のガイドブック作成班とインフォーマルサービス班ということで、こちらは当初はこの2つに分けようという話だったのですが、これを1つにまとめまして、1年間の前半と後半に分け、前半にガイドブックの更新を行い、後半にインフォーマルサービスの検討を行うことにします。</p> <p>事例検討班は人数が多かったので、例えば専門性に応じてなど、2つに分けて行うことにしています。</p>
<p>大山委員</p>	<p>熊本市障がい者相談支援センターなでしこの大山です。私からは精神障がい者地域移行支援部会の報告をさせていただきます。</p> <p>まず、今年度の主な取り組みですけれども、1つは本人の意向に沿った退院支援の促進ということで、医療機関の協力により長期入院患者への意向調査、それから退院に向けての理解促進として、研修会やグループワークによる意見交換を実施しました。活動内容についてはご覧のとおりですけれども、直近の12月以降の活動内容といたしましては、12月には意向調査の集計速報の報告、それから、熊本県精神障がい者地域移行支援研修会の報告と意見交換を行いました。1月には意向調査の結果分析に関する意見交換と、研修会としまして、城ヶ崎病院における地域移行支援についての実践報告がありました。2月には地域移行支援協議会の開催で、本年度の精神障がい者の地域移行に関わる取り組みの報告を通して、情報共有と情報交換を行っております。3月は年間の振り返りと、次年度の計画を行う予定となっております。以上が、年間の大きな活動内容になりますけれども、続きまして、長期入院精神障がい者の地域移行に関する意向調査の結果の概要のご報告をしたいと思います。意向調査の経過等については、これまで報告してきたところですが、ひとまず単純集計ができましたので、結果概要についてご報告いたします。</p> <p>調査の実施要領ですが、7ページでございますとおり、昨年9月30日時点</p>

で1年以上精神科病院に入院されている患者さんで、認知症の方以外を対象といたしました。これらの方々の中から、市内18病院においてそれぞれ20名程度を無作為に抽出したうえで、ご本人の同意を得られた方々に対し調査を実施いたしました。8ページからが調査の結果になります。

まず、回答状況についてですが、351人の患者さんから回答をいただきました。参考として6月30日時点の1年以上の入院患者数を記載しておりますけれども、この数字を元に計算いたしますと、概ね2割の方々から回答が得られたこととなります。次に、回答者の属性ですけれども、年齢は60歳代の方が32.5%と最も多く、次に70歳代の方が25.6%となっております。全体では60歳以上の高齢の方が約7割弱を占めているという結果になりました。右側のグラフは、入院期間別の回答者の割合ですけれども、ここでは特に、20年以上の方が26%、約4分の1を占めている状況がみられました。その下のグラフは回答者の主病名ですが、ご覧のとおりほとんどが統合失調症の方という現状です。

9ページをご覧ください。上のグラフでは入院している理由について、病院の見立てとご本人の考えを並べて記載しております。ご覧のとおり病院では、約6割の方については病気がまだ良くなっていないと考えておられますけれども、ご本人への調査では、まだ良くなっていないという人は約3割となっております。ここにやはり病気に対する認識の違いが現れているかなと思います。地域移行に際しては、当然ながら病状を十分に考慮する必要がありますので、ここでみられる病状の理由以外で入院されている約3割の方々の退院意欲の喚起にも取り組む必要があると考えているところです。下のグラフは半年以内の退院希望と希望する時期というところですが、ご本人の希望であるこの調査結果も各病院で今後の退院支援に役立つものと思われまます。

次に10ページをご覧ください。ここでは、退院後の住まいについて病院とご本人の考えを並べて記載しております。まず、病院が考える退院後の住まいについては、グループホームや介護施設、養護老人ホームが多くなっている傾向がみられますけれども、やはりご高齢の回答者が多いという属性からもこのような結果になったと考えられます。一方で、ご本人が考える退院後の住まいは、ご家族と同居という回答に集中しておりますけれども、退院後は退院前の住まいに戻るとというのが一般的な考えでありますけれども、長期に入院されている患者さんにはそれぞれの年齢や、家族状況の変化も踏まえ、適切な住まいを提案しながら退院の支援に取り組む必要があると考えられます。

次に11ページをご覧ください。こちらでは、退院を支援する制度や、退院後のサービス、支援についての調査結果ですけれども、まず、退院を支援する制度の認知度及び利用希望が非常に低いという課題が浮き彫りになりました。

	<p>これについては、より関心をもっていただくPRが必要になるかと思います。サービスに関しても右のグラフからその需要があることは見てとれますので、より周知を図ることで退院後の不安解消につながり、もっと退院意欲にもつながっていくのではないかと考えられます。</p> <p>最後に12ページをご覧ください。上の日中活動は前のページのサービス同様、「行きたくない」「決められない・わからない」と答えられた方の割合が高くなっております。これは、次の就労についてとも関連してくると思いますけれども、年齢に応じて日中活動か就労かという違いもあると思いますので、年齢別の調査結果もみていく必要があるかと考えております。</p> <p>以上、結果の概要について報告いたしましたけれども、現在はクロス集計を進めておりますので、また、詳細分析に取り組むことといたしております。また、最終報告がまとまりましたら、改めて本会議でご報告させていただきます。</p>
千川委員	<p>ありがとうございました。以上、各部会から報告をいただきましたが、ご意見やご質問がありますか。</p>
多門委員	<p>相談支援部会の報告について質問したいと思います。</p> <p>福祉サービスを考える班の活動報告の中に、「課題について解決策の模索等を行うが、各関係者からでてきた課題であるだけに、それを具体的に解決できる策が中々みつからないし、制度的な問題が絡むものについては単に相談支援専門員のみでは解決できないことが多かった。来年度はこの経験を活かし課題検討の方法について工夫をしなければと考えている。」ということであれば、当事者は今、そのままになっているのでしょうか。そうすると、この制度的な問題があるという、その一応の結論が出ているんだけど、この問題についてはこの協議会としてはどう扱うのか。でなければ、何年たってもこれから先一步も進まないということになります。お願いいたします。</p>
秋成委員	<p>そうですね。私もそう思います。相談支援部会で解決しない問題は本会議に上げて検討してもらおうように今後していく必要があるんじゃないかなと。で、まとめのほうは、今後どうしていきましょうか。課題は本会議に挙げるようにしていく、解決しない問題も含めて。</p>
平田委員	<p>同じく相談支援部会に所属してまして、福祉サービスを考える班を担当しています平田です。</p> <p>ここに書いてあるとおり、多門委員から出たように、課題が出たんですけど、それがどうなっているかという、正直そのままの状態今年度は経過しました。その課題のなかでここに書いてあるとおり解決策が見つからないとか、制度的な問題が絡むというところが、実は熊本市のガイドラインに定めてあるので、このガイドラインを変えないとどうにもならないとかいう答えが。ここにこう決まっているので、この決まりを検討する必要があるのではないかと</p>

	<p>結論が非常に多く出ましたので、来年度はまずガイドラインを読みといてみよう。その中から、共に課題が何かあるのであれば、一緒に協議していければということで、28年度はガイドラインに特化して協議しよう。その一つとして計画相談支援事業所が足りないという問題も多かったものですから、セルフプランへの移行についても十分に検討する必要があるのではないかとということで、来年度は大きくこの2つ。福祉サービスを考える班の反省というか、もう少し具体的に協議をしたいという話の中から、セルフプランとガイドラインを検討しようということになっております。確かに、積み残された課題というのは、まだいっぱい確かにあるなと認識しています。</p>
多門委員	<p>制度のほうはそれで何十年たってもいいんだけど、相談に来た当事者、障がい者自身がどうなるかということが聞きたいんです。それは早急に何とか手立てをして、今よりも改善してあげないと相談に来た意味がないでしょう。相談支援事業所がある意味もないでしょう。その辺は「もう駄目です」と言って切るのか、「検討して」と言ってそれを何年も待たばいいのか、その辺のことを具体的にこの協議会がどうするのかということをお尋ねしているんです。部会はいくまでも部会なんです。今申し上げたとおり結論が出ている。部会ではどうにもならないものを、この協議会がどうするのかということをお尋ねしているんです。それはもちろん予算があったり、制度があってもできないことはできないけど、ニュース等々で言うけど、「もう駄目ですよ」と言うのか、いや、「検討を早急に行ってみましょう」というのか、その辺、障がい保健福祉課としてはどうお考えでしょうか。課長さんよろしくお願いします。</p>
障がい保健福祉課長	<p>障がい保健福祉課の山崎です。 今お話を聴きまして、なかなか解決できない課題があるということで、多門委員が言われました。それを受けて秋成委員も少し触れられましたが、この協議会の場で何らかの形で出していく。結論ということではなくて、現段階のところでもまとめて出させていただくような形をとられてもいいのかなと考えているところです。そういうところで調整をさせていただければと考えております。</p>
千川委員	<p>とりあえず、相談支援部会で検討するというので。</p>
秋成委員	<p>はい。次回の本会議までに、今年度行った解決しそうなこと、解決が難しそうなことも含めて一覧を作らせていただくということでよろしいでしょうか。勝手に決めて。</p>
西委員	<p>精神の部会でもありましたが、当事者の高齢化問題が出ておまして、実際、私ども知的障がいの中でも65歳問題が大きく出てきておまして、今、新しいグループホームを探しているんだけど、その方がもう65歳になってしまっ、どうしようもないという時代が来ていたりもします。今後、自立支援協議会としても、今は障がいの部分だけでお話をされていますけれども、これ</p>

	<p>からどんどん高齢化が現実化してまいりますので、高齢の介護保険とどういう連携を取らなければいけないかというの、検討課題の一つに今後挙げていただければと思います。</p>
千川委員	<p>今のはご意見ということで、障がいのある人の今後の高齢化の問題ということでよろしいでしょうか。</p>
田代委員	<p>市の精神障がいむつみ会の田代と申します。質問したいのは2ページの就労部会の報告について質問したいと思います。</p> <p>「一般就労への道筋マップの作成」ということで、つくづく私も最近感じているんですが、1月12日に市の精神障がい者連絡協議会がありまして、その会合の時に統合失調症の3年間の報告があったんですけど、平成24年度は就職件数が2名、25年度は11名、26年度は8名と、就職試験に参加した人は368人とか1年間に多くの方が試験に挑戦されているんですけど、実際、就職されたのは一桁、二桁ぐらいなんですよね。</p> <p>そして、私事で申し訳ないんですけど、48歳になる息子が就労デイクアに3年間、今年3月で通っているんですけど、その間、26年度の12月と27年度、今年1月で8回、面接試験とか実習に行ったりして挑戦しましたが全部駄目でした。現在は、先日からA型の方の実習に行っているんですけど、7回は面接だけで駄目な事がちゃんと通知でまいりましたけど、最後のクリーニング店にちょうど1月大雪の頃前後2週間、朝8時半から夕方3時まで12日間通いました。そして、ちょうど日曜日に雪が降りまして、翌日駐車場が雪でいっぱいになっていたところを掃除して、雪かきしてくれて、それも子ども1人に任せられて、本人は「今日何したの」と私が聞いたから答えたんですけど、1人で30分くらいかかってしたそうです。「大変だったね。寒かったでしょう。」と言ったりして、「せめて2人か3人でしたら10分か20分ぐらいで済んだのにね」と私が言ったら、他の人はすることがあったからとか申しおりましたけど。そこだけは、他の7カ所は本人にちゃんと電話とか文書で不合格の通知が来たんですけど、そのクリーニング店だけは全然本人に通達も来なくて、きっとキャリアカレッジに通っているところに連絡があったみたいで、こんなに何ていうか、まあ虐待じゃないけど、差別というんですかね。障がい者であるがために。情けなくて、本人はそんなに何も申しませんが、私のほうが何か世の中って。「誰がそんな雪かきしてくれて言ったの」と言ったら、店長さんみたいな方とか。本当は店長さんが進んでするところ、朝から銀行関係のところ掃除なんかされているけど、2、3人の方で皆さんなさっていますよね。朝から通ると。それをたった障がい者であるために1人だけに任せて、本当に私はがっかりするやら、差別というんですかね。そういうのをつくづく感じた1月の大雪の後でした。すみません。私事で。</p>

千川会長	就労部会のほうに、例えば精神障がい者の方の就労のことでご質問ということですか。ご意見ということで伺っておいて。それか、どなたかに今のことについてご意見を伺うということでしょうか。
田代委員	まあ、ご意見がありましたら他の方でも。 それと、2ページの当事者班というところで、当事者発信の研修会の開催が27年2月予定と書いてありますけど、今年のことじゃないんですか。27年は去年だから。予定と書いてあるけど、これはどういうことでしょうか。
篠原委員	当事者班のところは誤植です。これは発達障がいの方がメインになって行く研修会を予定しているようです。
松村委員	自閉症協会の松村です。 就労部会、それから相談支援部会の中で、施設プラグあるいは相談プラグ、住まいプラグというもののご紹介がありました。非常に色々なツールを使いながら、多くの方々が情報を受ける機会がこれによって増えるのかなと思いますけれども、こういうのがあるよという告知というか、幅広い人たちにこういうのがもっと伝わっていけばよいと思っているところです。せっかく色々な人が頑張って作られた情報です。ぜひ、市の皆様へお願いできれば、色々なところで告知していただきたい。あるいはホームページですとつながって、深くいけばつながるけど、もっとどこかすぽんと一発でそれがすぐ見れるようなサイトとか、その利活用がもっと簡単により多くの方が手軽に活用できるような工夫を、せっかくいいものがあるので工夫できればいいなと思います。ご検討をいただければと思います。
千川会長	ご意見をいただいたということによろしいですか。
中山委員	難病団体の中山です 精神障がい者の地域移行に関する移行調査については、非常に感謝しているところです。大変ご苦勞をされた資料だと思いますので、今後、活用させていただきたいと思います。 さて、この資料は速報だということでしたが、年齢帯が10歳刻みになっており、60歳以上が7割に達していることが分かります。一方、国の患者調査の概況表では5歳刻みに公表されており、殊に35～64歳、そして65歳以上、再掲で75歳以上を特に重視しているようです。また、今後の総合支援法の見直しでは、介護保険サービスとの相互利用が検討されているところであり、65歳から介護保険サービスが優先される現状にあっては、その微妙な数字が大事になってくるのではないかと思います。今回の調査は10歳刻みで出された理由もあると思いますので、併記されるとかそのような検討をしていただければと思います。
千川会長	ありがとうございました。

	年齢の出し方を5歳刻みでということですね。
秋成委員	私も先ほどのアンケートを見させていただいて、もう少し今後深めてほしいと思ったのが、9ページ目の病院の入院している理由のところ、65.3%が病気の状態がまだ良くなっていない。もう1個気になるのは、病院から退院の許可がおりていない。これはちょっとよくわからないんですけど。良くなっていない、じゃあこれは治療の見込みがあって、例えば何ヶ月ぐらいで回復する見込みがあって、だから現在良くなっていない。ここを細かく分析していかないと、私も精神科にいたのでわかるんですけど、低く安定されている。だから症状が薬物治療によって今後回復する見込みがあるのか、だからそこも見越してしないと、これは多分動かない。だから症状が低く安定される。もちろん幻覚とか妄想もあられるんですけど、それでも、それを持ったまま地域に、支援があれば地域に出られるのかという検討をしていかないと、ここはなかなか動かないんじゃないかという。これが長期化の一つのネックになっているのかなと思います。
千川会長	速報ということなので、まとめる際に今のご意見を参考にさせていただければと思います。
西委員	先ほどの松村委員の意見に補足させていただきます。 ホームページですけれども、子ども、健康とかそういうところと、高齢と障がい、ちょっとばらばらなところがあって、見たい人がこれを見て、次にこうだったらこっちのほうに飛んでいくと、うまくリンクするような形のホームページを作っただけじゃないかと。ばらばらで自分で考えて、もしかしてこっちかもと自分で飛んでいかないといけないので、その辺の構成というか、網目状に、説明が難しいんですけどそういうふうにしていただけたらなという意見が子ども部会でもありましたので。
千川会長	ホームページについてのご意見ということです。 (3) テーマについての協議 ・ 地域生活支援拠点等の整備について では、次の議事にいきたいと思います。議事3「テーマについての協議」に移ります。本日のテーマは3つ設けています。 1つ目のテーマを「地域生活支援拠点等の整備について」としています。まずは、事務局より説明をお願いします。
事務局	地域生活支援拠点等の整備について、今回は熊本県障がい者支援課より説明いただきたいと思います。熊本市の第4期障がい福祉計画におきましては、地域生活支援拠点等の整備を平成29年度末までに行うという目標設定を行っておりますので、これから検討をはじめていく必要がございます。ですの

	<p>で、今回、県のほうに説明をお願いすることとなりました。では、説明をお願いしたいと思います。</p>
<p>熊本県障がい者支援課</p>	<p>本日は自立支援協議会の貴重な時間を割いていただき、誠にありがとうございます。今お話がありました地域生活支援拠点等の整備という言葉は知っているけれども、中身はあまりわからないという委員の皆様が多いのかなと思っております。実は我々もそうございまして、それではいけないと思ひまして、厚生労働省にいくつか質問して、回答を得た部分がありますので、それも含めて今日は説明させていただきたいと思ひます。先ほど熊本市職員の方からありましたけれども、自立支援協議会を通じて、第4期の熊本市の障がい福祉計画で地域生活支援拠点を1つ以上設けるとなっていると思ひます。ただ内容が分からないと言う事だと思ひますので、本日説明させていただきますけれども、自立支援協議会は県内に10いくつかありまして、他の圏域も同じ状態でございます。我々としまして、今、各地域でご説明に回っているところの一環として今日は説明をさせていただきたいと考えております。いくつか訪問させていただきましたけれども、すぐには結論が出ないなというのが実感でございます。本日ご説明させていただく主旨は、あと2年間という期間がございますので、その間に議論を深めていただければと思ひておりまして、本日がその出発点となればと考えているところです。今後とも熊本市の障がい保健福祉課とも連携させていただきながら取組みを進めていきたいと思ひます。それでは、資料に沿って説明させていただきます。</p>
<p>熊本県障がい者支援課</p>	<p>お手元の資料3に沿ってご説明を差し上げます。まず、地域生活支援拠点等の整備。この「地域生活支援拠点等」とはどういったものなのかですが、右下のスライド番号1になりますけれども、概要としまして地域移行が進められる中で、障がいのある方たちの重度化、高齢化、親亡き後も見据えて、居住支援のための機能を、地域の実情に応じた創意工夫によって整備をして、障がいのある方たちの生活を地域全体で支えるサービスの提供体制を構築するというものが、地域生活支援拠点等の整備となっています。「拠点」という言葉と「整備」という言葉がありますので、言葉だけを聞かれますと何か拠点を新たに整備して、そこで何かの支援をしていくのではないかというイメージを持たれる方も多ようですけれども、今現在あるサービス、あるいは事業所や施設といったものを連携させ、組み合わせながらサービスの提供体制を整備していくというものが、この拠点等の整備にあたるということになっております。先ほど熊本市からもご説明がありましたけれども、この拠点等の整備につきましては、国の基本指針におきまして、平成29年度末までに各市町村もしくは各圏域に少なくとも1箇所を整備するという事を基本とするようにという指針が出されています。それに基づきまして、熊本市だけではなくて、県内の全市町村、それ</p>

から県の障害福祉計画におきましても、29年度末までにこの件については目標設定がなされていることです。

次のページをお願いします。ここに、熊本市の福祉計画からの抜粋を書かせていただいております。先ほどお話がありましたように29年度末までに1箇所ということで目標設定がされております。そして、県の障害福祉計画につきましては、11の障害保健福祉圏域がございますので、その積み上げとしまして11か所、各圏域に少なくとも1つを整備することを基本とするということで目標設定しているところです。そして、この福祉計画における目標設定をどういった形で実現に向けていくのか、どの場で協議していくのかということですが、次の3ページになります。地域自立支援協議会の活用、こちらの点線の四角囲みをご覧ください。この地域生活支援拠点等の整備について、4月30日付けで国の障害福祉課長通知が発出されておりました、この中でどの機関を拠点とするのか、どのような機能を整備、拠点に担わせるのか、こういったことについては、地域自立支援協議会の場において市町村の現状に応じて検討していただくことが重要と言う事で記載がされております。また、整備の検討だけではなくて、実際に整備がなされた後の運営に対しましてもこの協議会が関与することが望ましいということで通知が出されています。それから、福祉計画作成に係る基本指針ですけれども、このなかにおきましても、拠点の整備におきましては、協議会等の場を用いて関係機関等が参画して検討することということで記載がなされております。従いましてこの地域自立支援協議会を活用いただきながら、地域生活支援拠点等の整備を進めていただくという流れになってまいります。

次に4ページですけれども、実際に地域生活支援拠点等の制度の概要になってまいります。まずは1番の運営主体ですけれども、先ほども申しましたように、新たに拠点を整備するのではなくて、今ある事業所、施設そういったものを組み合わせながらサービスの提供体制を構築していくこととなりますので、運営主体はそういった中に入ってくる施設あるいは事業所等を運営する法人となります。市町村が運営するものではなくて、あくまで法人等が運営をしていただくということになってきます。それから、拠点がどういった機能を持たないとならないのかということですが、まずは1番の目的である障がいのある方たちが地域で生活していく時の居住支援のための機能、これは必須ということになっております。下の5ページに拠点等に必要と考えられる機能の例としまして、①緊急時の受入れ・対応から⑥その他まで、こちらはあくまで例示ですけれども書かせていただいております。これは必ずこれによらないといけないというものではありません。②具備すべき機能の2つ目の項目を見ていただきますと「圏域若しくは市町村において、各地域でどのような機能が必

要か検討し、その拠点はその機能を有する事で足りる」ということで国からは回答がっております。なので、拠点等ごとにそれぞれ有する機能が異なっても特に問題はないということです。協議会におきまして、こういった機能を持たせる必要があるのか、あるいはその圏域、地域でこういった支援する機能が不足しているのかということをご検討いただくことが一番最初に来るのかなと考えておりますけれども、その整理がなされて、各圏域、各地域ごとでの望ましい拠点の姿というのが見えてくるのかなと考えております。

次のページをお願いいたします。③「整備の指定」になります。実際にこういった機能をもたせるか、そして、自分の地域、圏域ではこういった形で拠点を整備しようというところが定まった。そしてその後何をもって整備なのかということですが、特に自立支援協議会から県にこれを定めましたという届出等、具体の手続きを要するものではございません。協議会の場におきまして、ここを決めようという共通認識を全体会の場で諮っていただきまして、それを持ってこの圏域、地域では整備が完了したということになります。指定後、整備をされた後の運営ですが、これは特にこの拠点が指定障害福祉サービス事業所にあたるものではありませんので、特に今までの施設運営、事業所の運営とは法人側からすれば特に変わる部分はありません。拠点という看板がそれまでの施設や事業所の横に同じく加わるようなイメージで考えていただければと思います。

次の7ページは地域生活支援拠点等に関連する報酬改訂についてですが、これは平成27年度から適用になっております。こちらは参考までに記載をさせていただきます。

そして8ページにイメージ図を載せておりますけれども、これが国から簡単に示されております地域生活支援拠点等の整備のイメージ図になっております。黒丸が中ほどにあるんですが、「地域生活支援拠点等の整備手法(イメージ)」とあり、※印で「あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする」という注釈がございますけれども、まず、国から示されているのは左側の多機能拠点整備型、そして右側の面的整備型。この2つがイメージとして示されております。左側の多機能拠点整備型、こちらをご覧くださいますと、真ん中にグループホーム・障害者支援施設・基幹相談支援センター等という記載がございます、協議会の場でこの拠点にはこういった機能が必要だと考えた機能を全て1つの事業所、主な事業所、施設が持っているという場合、そういった施設がある場合。このときには、この全ての機能を有した施設が拠点として整備をされるというイメージになっております。そして、右側なんですけれども、右側は面的整備型。これは必要な機能をそれぞれ分散させる、あるいは、一つの事業所ではまかなえないので、色々なサービス、

	<p>事業所を組み合わせながら一つの面としてこの提供体制を整備していくというイメージになっております。例えば熊本市の目標設定は1箇所ということになっておりますけれども、例えば地域の実情に応じて数箇所設定する必要があるというような結果になった場合ですが、その時に特に熊本圏域が全て多機能型でいかないといけないとか、面的で全て統一しなければいけないというようなことはありません。なので、そこのサービスの状況に応じまして、例えばAからDまであったときに、AとCとDは面的整備型でいくと。もう1つのBは、全ての機能をもったところがあるので、ここは多機能でいくというような形で複数の整備をしていくことも可能となっています。そして、11ページ以降ですけれども、ここは他の圏域の自立支援協議会から、主に人的、財政的な手当てがあるのかといったご質問をいただいておりますので、それに対する回答を載せております。ここはあとからお目通しいただければと思います。最初に補佐からも話がありましたけれども、まだまだ熊本県内、他の圏域も全く同じ状況でして、まず、地域生活支援拠点というものがどういったものなのか、そこが国からも具体が全く示されていませんでしたので、まず議論に入ることができないというような状況です。今現在圏域を回って同じような話をさせていただいているんですけれども、来年度から話をさせていただいた圏域のほうで、少しずつおそらく協議、議論が進んでいくと思います。そして、検討を進められる中で、質問であったり、こういったところはどういう取扱いになるのかという質問をおそらく県の方にもいただけたと思いますので、そういった質問の状況、それからそれを国へ問い合わせた結果、そして、他の圏域だったり、他の都道府県の進捗状況等も県で情報収集してまいりまして、それを各圏域には情報提供をしてまいりたいと思っております。</p>
千川会長	<p>ただいまの説明に対して、委員の皆様からの意見やご質問がありますでしょうか。</p> <p>今後この協議会で継続して審議をしていくということになるのでしょうか。</p>
障がい保健福祉課長	<p>今後、こちらの協議会へお尋ねさせていただきたいと考えているところがございます。</p>
中山委員	<p>資料11ページのQ1で、社会福祉法人等への委託でも可能かとあって、「等」には医療法人やNPOが含まれているという解釈でよろしいでしょうか。</p>
熊本県障がい者支援課	<p>障害福祉サービス事業所を運営する事が可能な法人等ということになりますので、そういうことになります。</p>
西委員	<p>例えば熊本市内に1個ではなくて、たくさん社会福祉法人はありますよね。そのところが、あっちもこっちも手を挙げるとなったら、全部拠点という形態が取れるということでしょうか。特に予算がつけられるとか、補助金がつけられるということであれば、1個ではなくて、極端な話10個でも考えられる</p>

	<p>のでしょうか。</p>
<p>熊本県障がい者支援課</p>	<p>一般論としてお答えさせていただきます。</p> <p>西委員が言われましたように、基本的に何が必要かということをご議論いただいて、どういう形態が必要かということが出てくるのかなと思っておりますので、複数出てくる場合もあるのかなと思っております。例えば、これ1つだけ見ても、障がい者支援施設を運営されているところは、1つでもできるのかなとも思いますし、小さい圏域のところであつたらグループホームをしていた事業所がある、相談支援事業所がある、そういったところを面的にやらないとできないと思いますので、いくつあるとか、熊本市圏域は広いので、そういう議論をしていただければと思います。</p>
<p>松村委員</p>	<p>教えてください。質問の中で運営費とか、新たな人的・財政的負担が生じるものではないとか書いてある。要は、これに特別な予算というのは付かないということかなと思うのですが、これが仮に2年後に動き出したとして、そこで何か生じてくるような色々な諸問題。もっと言えばすごくリスクを伴うようなそういう事例が生じた時の、逆に責任の所在とか、それを利用する人たちが何か逆に不利益、そのサービスを利用しようとして逆に不利益を得たような時に、どこがどうそれをきちんと責任を持って対応する、あるいは守るというか、そういうものはどういう体制が取れていくのか。予算もつけないので、特に行政はそういうところにはあまり手を施さないんですよというふうなスタンスになるということではないと理解してよろしいんですね。</p>
<p>県障がい者支援課</p>	<p>予算も付かない、報酬も特に多くはないことは説明させていただきました。今ご質問いただいた事例が具体的にどういうものをイメージされているかわかりませんが、今ある機能、相談機能であるとか緊急時の受入れ機能であるとか、そういったものが連携したものを紙上に示すというイメージですので、今起きていることが、多分、3年後も5年後も起こるというイメージですので、その責任の所在はと言われると、今と同じシステムの中で動いていくということでご理解いただければと思っております。</p>
<p>松村委員</p>	<p>先の冒頭の多門委員の質問にあつたようなことにどこかつながっていく根っこみたいなものがあるような気がしてならないんですけれども。今その時点で困っている人たちに、じゃあ実際誰がどうやってきちんとけりを付けていくのかということについてが。すみません、今きちんと読み解いていないので、私も理解が十分でないのかもしれませんが、その辺にすごく、特に我々当事者会とすれば、まさに親亡き後というのがガチっと出ている以上、親の立場とすればリアルにその心配を直感してしまうものですから。そこをどういうふうに制度としても担保できるのかということについては、非常に気になる。そういう点を踏まえてこの2年間でこの協議会でも議論されていくのかなというふうに</p>

	期待をしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。
秋成委員	<p>予算が付かないということで、1つの事業所が手を挙げてすることは現実的にはあり得ない。僕のイメージですけれども、これ結局今の既存の相談支援事業所が列挙されて、ショートステイをするところがあって、それこそ年に数回研修会や会議をしました。面的整備型が出揃いました。何も変わりませんよ。実際は変わらないけど、面的整備型になりましたという紙きれが出来上がって終わる。お金が付かない限りは多分そうなるんじゃないのかなという正直な僕の感想なんですけれども、基本的に何も変わらないんじゃないのかなと。このお話だと。</p>
勝本委員	<p>社会福祉施設連合会の勝本です。</p> <p>今色んな方からお話がありましたけど、結局、私も深く読み込んでいないのでもしかしたら間違っているところがあるかもしれませんが、この自立支援協議会の中で、地域生活支援拠点の、特に親亡き後を見据えた居住支援のための機能としてどういったものが必要かということ議論してくださいということなんですよね。この中で。そのためには、親亡き後を見据えて障がいのある方たちが住み慣れたところでご自分らしく暮らすためにどういった支援が必要なのか。多機能型拠点にしても面的整備型にしても、何が必要でどういう機能がそれに担保されなければならないのかということ、ここで例えば議論しても、今何人かの方が言われたように、そこに報酬が付かないとか、それが何かこういうものが必要です。じゃあそれを新たな制度として作っていきますというように持って行き方にはならないんでしょうか。ちょっとその辺が私わからなかったものでお尋ねです。</p>
県障がい者支援課	<p>今のが皆さんの一番ご質問されたい内容だと思います。秋成委員が言われたイメージですけれども、正直申しましてそういう形になるのかなということ、基本的には、補助金はない、報酬はないということですので、今、勝本委員に言っていただきましたけれども、こういった議論は深めていただく必要はあるかと思っておりますけれども、結果的に、実際もう連携はしていらっしゃるんです。今まで相談があれば、厚生労働省に尋ねたときに平成25年度の報告書を見ると、事例としてご高齢のお母様が1人いらっしゃいます。子どもさんが自宅で自閉症の方なんですけれども、行動障害をお持ちの方がいらっしゃいます。その時にお母様が入院をなされた。その時に行動障がいのあるお子様が一人になるけどどうでしょうか、そういった事例がありました。例えばそういった事例があれば、今も相談支援事業所とか、そこより短期入所を考えようとか、今も考えていらっしゃると思います。そういったことを、紙上に、こことこことこが連携しますという形になるのかなというイメージを今持っているところでございます。そういった説明を各圏域で説明させていただいて</p>

	<p>いるというところですよ。</p>
勝本委員	<p>よくわからないんですけど。紙上にこういうものが必要なので、こことここが連携しましょうねというようなことを、ただ実態は機能しないものとして紙でお示しするために、ここで議論をするというような、すみません。言い方が申し訳ないんですけど、そういうことでしょうか。</p> <p>例えば、多機能型拠点整備というところで、グループホーム、支援施設、色々ありますよね。例えば看取りまで今の障がい者のグループホームでやってもらいたいというような話になったときに、なかなか今の配置基準とか必要な人員の職種なんかの組み合わせで看取りまでは難しいのかなと。じゃあ看取りまでの機能を持つことが必要となったときに、そこに何がしかの制度的なものとか、報酬的なもの、全て担保されないところもそういう機能は実際に持たせられないんですよ。それが現実とならないけども、こういうのは必要よね。じゃあそうなった時にはグループホームがどこかの医療機関と連携して看取りができるような体制を作ったらいいんじゃないというような話をここでするということなんでしょうか。</p>
県障がい者支援課	<p>今看取りという話もありましたけれども、ここで必要な機能というのは先ほど説明させていただいた資料5ページの①から⑥の機能でございます、ここで必要な機能はどういうものかご議論いただいて、それだったらこの事業所がいいのではないかというご議論になるのかなと考えております。</p> <p>看取りの話につきましては、ちょっと違うといえますか、別の設問の中でこういった自立支援協議会の場でお話いただけるのかなと思っております。</p>
西委員	<p>今、全国レベルでモデル地域がいくつか挙がっていて、まだその報告が多分ないんだと思うんですけど、それが挙がってきて問題提起とかが見えてくるのかな、それに合わせて自立支援協議会でもお話しするのかなと私は漠然と思っていたんですけど。</p>
中山委員	<p>整理すると、例えば、熊本市は5区制ですから、区単位で社会資源の不足するものを他区から持ってくる場合とか、例えば、支援センターの9カ所と5区との調整において、社会資源のネットワークを構築する場合とか、または、いずれかの大病院や社会福祉法人立の病院が拠点にするといったようなイメージでよろしいでしょうか。</p>
県障がい者支援課	<p>まさに中山委員が今おっしゃったとおりです。そういった話になるのかなと、そういったご議論になるのかなと思っております。</p> <p>また、西委員がおっしゃったモデル事業の話です。全国で10カ所、予算上はやっております。我々も2カ所ぐらい知っているところがありまして、厚生労働省に聞いたら、その自治体も議論がまだ深まっていないので、できればまだ聞かないでくれと聞いているところでございます。ただ、3月で終わります。</p>

	<p>すので報告書も出てくると思いますので、そういった報告書が出ましたら、またこういった機会でご報告させていただきたいと思っております。</p>
障がい保健 福祉課長	<p>結果として今のお話で具体的なところが見えないので、それぞれ頭の中でもやもやとなったままということがあったかと思えます。我々自身も実はそうのごさいまして、この場でまた議論する時は、もう少し形のあるものを出させて頂ければと思えますので、実際のお話はそこからかなと考えているところですので、よろしくお願ひします。</p> <p>一応、先ほど区に1つとかいうような話もありましたけれども、最初のページのほうにもありますけど、福祉計画上は29年度までに1箇所というのが計画となっていて、これをどういう形にするのか、どこか1つ作るのか、あるいは市全体をカバーする面的整備をするのか、色々な考え方があろうかと。この資料だけでは本当に色々なことが想像がつかますので、それについて少しでも具体的な姿が見えるようなところをご提示できればと考えております。</p>
干川会長	<p>・桜町・花畑周辺地区の整備に伴うアンケート調査について</p> <p>次のテーマに移っていきたいと思えます。</p> <p>「桜町・花畑周辺地区の整備に伴うアンケート調査について」です。まずは、事務局より説明をお願いします。</p>
M I C E 推 進課長	<p>本日は、桜町・花畑周辺地区の整備に伴いますアンケートのご協力をお願いします。桜町・花畑周辺地区といいますと、交通センターの方で再開発が行われているところがございます。そちらは民間施工のバスターミナルや商業施設という部分の再開発がございますけれども、その中に熊本市の施設を整備するという形で計画を進めているところがございます。皆様には仮バスターミナル等でご不便をおかけしているところがございますけれども、熊本市が作ります、仮称ではございますけれども、熊本城ホールという形で今名前を呼んでいるところです。そのホールにつきまして基本設計が終わりまして、今後、詳細な設計に入っていく段階になっているところがございます。詳細な設計の部分につきましては、色々なご意見、使い勝手の問題等色々あろうかと思えますので、本日はそのアンケートにご協力をお願いしたいと考え、ご説明させていただこうとしているところがございます。詳しい部分につきましては、当課で設計の担当をしている徳永からご説明させていただきますので、今後、設計の参考にさせていただきたいと考えておりますので、ぜひともご協力よろしくお願ひいたします。</p>
M I C E 推 進課	<p>私からは資料の説明をさせていただきます。</p> <p>資料は右上に資料4と書いてある資料があるかと思えますが、1枚目が市長名の依頼文になっております。2枚目がアンケート調査の用紙。次がカラーでA3見開きの資料があるかと思えますが、こちらが桜町・花畑地区が3年後、</p>

4年後の想像の絵ですけれども、どういったものになるかということを経験で解説した資料になっております。アンケートの説明に入る前にこの資料について説明させていただこうと思います。

まず、表紙の絵ですけれども、こちらは新聞とかテレビで見られた方も多くと思いますが、交通センター、県民百貨店が建て替えを行っておりますけれども、将来どういうふうになるのかというイメージの図になっております。これがどちらのほうから見たかといいますと、市役所方面から、今NHKの工事を行っておりますけれども、そちらの方から見た絵になっておりまして、手前に商業施設、ホテル等、奥の方に（仮称）熊本城ホールというものが整備される予定になっております。下のほうが、空から見た簡単な平面のような図になっておりますけれども、熊本城から市民会館の道を南下しますと、シンボルプロムナードと書いてあるところがあります。こちらが、県民百貨店と産文会館の間の道路ということになりますけれども、仮バスターミナルとして運用している部分です。これらが桜町の再開発が終わったあと、バスターミナル機能を桜町に移した後に、歩行者空間になる予定になっております。それをシンボルプロムナードと呼んでいます。その西側のところに線で囲んでおりますけれども、こちらが桜町地区の再開発予定地ということで、商業施設、バスターミナル、（仮称）熊本城ホール等が設置される部分になってまいります。

開いていただいて、中の説明をさせていただきます。右側の中程に断面のイメージを書いています。左側の枠囲みになっている部分が、熊本市が整備する（仮称）熊本城ホール。右側の部分が民間施設となっています。（仮称）熊本城ホールがどういった施設になるのかということを書いていますけれども、大きく4つの構成に分かれております。

一番上の4階から6階のメインホールについては、2,300の固定席となっていて、市民会館が1,591席、県立劇場が1,800席ということで、それを一回り大きくしたようなメインホールが整備される予定です。3階が大小会議室となっていて、小さなものから大きなものまで大小様々な会議室です。2階が多目的ホールということで、こちらはだだっ広い空間の1,000㎡としての空間で使えるんですけれども、絵の右側のように壁収納の椅子を出してきて後は手並べて椅子を並べて、だいたい750の方が座って観られるようなそういった使い方もできるホールになっています。産業文化会館が700席ぐらいのホールでしたので、これに近いホールと考えていただければと思います。一番下は1階がイベント・展示ホールということで、1,800㎡のホールを予定しております。グランメッセが8,000㎡のホールとなっておりまして、そちらは4分割で利用できるんですけど、その1つの空間、1つのホールというような認識を持っていただければと思います。こちらが熊本市で整備する（仮称）熊本城ホールです。

れども、当然バリアフリー法の義務基準は適合する施設になってまいります。また、利用円滑化誘導基準にも適合するような設計を進めているところです。あとは、そういった基準によらない部分といたしまして、どうしても高層のホールになってまいりますので、避難関係の心配があるかと思いますが、例えばメインホールに関しましては、ホワイエが屋上庭園に接しております、ホワイエからフラットで屋上庭園に出られるようになっております。ですので、災害時は屋上庭園にすぐ避難できるという施設構成になっております。あとは、2階と3階の会議室と多目的ホールのフロアも、デッキを道路に面して設けておりまして、そちらの方に一時的に避難していただいて、道路側から救助ができるような形で設計を進めています。右上が民間施設になってまいりますけれども、こちらにはバスターミナル、商業施設、屋上庭園、ホテル、共同住宅、立体駐車場、保育・託児施設、医療施設、こういったものが入る予定になっております。バスターミナルに関しては、これまでの交通センターというのは排気ガスをそのまま吸ってしまうような作りになっていましたけれども、新しくできるバスターミナルは、バスが停まる場所と人が待つところの間に壁がありまして、博多駅のバスセンターのように、バスが来た時だけ扉が開いてバスに乗るというホームドア方式を導入して整備をされる予定です。こちらもバリアフリー法の適合は義務基準という形で設計が進められております。利用円滑化誘導基準に関しては、できるだけ満たしたいということで、産交もおっしゃっております。こちらに関しましては、バスターミナルは点字を付した利用盤や、視覚障がい者のための誘導ブロックといったものを整備されていると聞いております。商業施設に関しましては、(仮称)熊本城ホールと同様にデッキ等を設けて、一時避難場所としての場所を確保しているという聞いております。

そうしましたら1枚戻っていただいて、アンケートをご覧ください。こちらが両面のアンケートになっておりまして、表面は、既存の公共ホールに関して利用しやすかった点、改善すべき点がありませんかというアンケートになっております。裏面が、交通センターに関して利用しやすかった点、しにくかった点について書いていただければと思います。下のところに先ほど説明しました今仮バスターミナルとして運用しておりますシンボルプロムナードが将来歩行者空間になりますので、そちらに何か要望があればご記入いただければと思います。最後に、施設面で配慮して欲しい点、要望があればご記入いただければと思っております。建物全体的には当然バリアフリー法に適合した建物ということで設計を進めておりますけれども、どうしても基準によらない、基準では見えない部分での使いやすさがあるかと思いますが、設計の参考にさせていただきたいと思っておりますので、ぜひともアンケートにご協力いただければと思います。今後は施工段階で、例えば多目的ホールのボタンの位置の確認など、ワ

	<p>ークショップを計画しておりますので、その際にもご協力をお願いしたいと思っております。様式は持ち帰って頂きまして、返信用封筒を併せてお配りしてありますので、よろしければ周りの方にもご意見を聞かれまして、切手は必要ございませんので、封筒に入れて送り返していただければと思います。よろしくお願いいたします。</p>
千川会長	<p>今の説明に対して委員の皆さんからご質問とかありますでしょうか。</p>
篠原委員	<p>中小企業家同友会の篠原です。</p> <p>熊本城ホールの本ホールは、固定席で 2,300 席ということですが、車いすの観覧スペースは考えられているのでしょうか。</p>
M I C E 推進課	<p>車いすの方の観覧席は、1 階の絵を見ていただきますと、左側のほうが客席を斜め後ろから見た絵になっておりますけれども、真ん中に通路がちょうど通っているのがわかるかと思っております。そちらの後ろか前に車いすの方のスペースを取ろうかと思っております、それが椅子を外して席を確保するのか、最初から場所を確保するのかというのはまだ検討中ですが、こちらの方に予定しております。併せて右側の絵を見ていただきたいんですが、ステージと通路は同じ高さのラインになっておりまして、実はこの中の通路からステージのところまで段差なしで行けるようになっております。車いすを利用されている方でも、段を登らずにステージに上がれるようになっておりまして、そのあたりに車いすを利用されている方の席を確保するよう考えております。</p>
篠原委員	<p>なるだけ移動させられるようなやつだと使い勝手もいいと思っておりますし、多くの車いすの方たちもこういったところに参加できるように、いくらそのバリアフリーにしても中で観覧できないとやっぱり意味がないので、ぜひお願いしたいと思います。</p>
千川会長	<p>よろしいでしょうか。アンケートということで、意見があれば出していただいてということで、次に移っていきたく思います。</p> <p>・委員から寄せられた各種課題の整理について</p> <p>本日最後のテーマ「委員から寄せられた各種課題の整理について」ですが、まずは事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>資料 5 について、説明させていただきます。</p> <p>お配りしている資料は、5 月の会議の後に実施したアンケート調査で、委員の皆様から協議会で議事として取り扱うべき課題を出していただき、それを一覧化したものです。毎回の会議でそれぞれの内容における進捗状況をご報告することで、課題の共有及び可視化を図っていくこととしています。委員の皆様には事前に資料を配布しておりますので、今回は前回の会議から進んだ点について簡単にご説明いたします。</p>

	<p>1 ページをご覧ください。「委託相談支援事業所の評価についての検討」については、今年1月下旬にモニタリングを実施しましたので、次回の5月の会議で結果の報告を予定しています。また、「区の障がい福祉ネットワーク会議と協議会の位置づけの明確化」については、前回会議で整理をさせていただいたところ です。</p> <p>3 ページをご覧ください。「計画相談の実態」につきましては、計画相談支援の実施状況について詳細を調査し、セルフプランの導入も含めた今後の方針について、相談支援部会とも協議して進めることとしています。「地域移行支援の進みにくさ」については、今年度は利用者の増加に向けた取り組みを検討するため、精神科病院入院者に対する意向調査を行っており、その結果、制度の周知が不十分であるため、さらなる周知に努めたいと考えています。</p> <p>7 ページをご覧ください。「障害者差別解消法にかかる相談窓口」については、先ほど説明を行ったとおり、障がい保健福祉課、各区役所福祉課、委託相談支援事業所に相談窓口を設置することにしています。</p>
多門委員	<p>今の説明の中で1 ページに委託相談支援事業所という名称があるわけで、それと先ほどの部会の報告の中で、相談支援事業所、40箇所あるというのと、委託が9カ所ですが、年間委託料が約1億1千万円なんです。この相談の内容がどのように相談事業所と委託相談事業所で違うのか。それからまた、義務とか権利とかその辺のことを簡単に説明いただければと思います。だから、申し上げると委託されて費用をいただきながら、どこまで権限があるのか。結局、受け答えの中で現在の状況などを見ますということと、結局最終のところは福祉課に行って手続きをしないと事が終わらないようなそういうイメージがござい ますので、簡単にご説明お願いいたします。</p>
事務局	<p>多門委員のご質問についてお答えいたします。</p> <p>まず、相談支援事業所と委託相談支援事業所との違いについてのご質問だったかと思います。先ほどお話があった40カ所の指定特定相談支援事業所では、主に障害福祉サービス等利用計画の作成やモニタリングを実施しております。一方で、委託の相談支援事業所では、主に一般的な相談支援、それから、行政区を基本とする地域の中核的な役割を担っております。具体的にお話をしますと、今年度から委託を行っておりますが、これまで補助事業で行ってきた相談内容に加えまして、自ら積極的に、例えばサービスを利用できずに現在サービスにつながっていない方への支援を目的とした情報収集などのいわゆるアウトリーチが新たに業務として行われています。また、相談支援機能強化員の配置を行いまして、各区の指定特定相談支援事業所への後方支援、例えば助言や技術的な指導、困難ケースと一緒に関わる等、もしくは地域課題の集約や解決に向けた検討を行う区ごとの障がい福祉ネットワーク会議の開催運営など、地域</p>

	の中核的な役割を担っております。
多門委員	ありがとうございました。そこで1月にモニタリングをやったということですが、このモニタリングについてもしっかりとお願いをしたいと思います。
事務局	次回の会議でご報告ができればと考えております。
千川会長	よろしいでしょうか。以上議事3についての協議を終了したいと思います。 (4) その他 続いて、議事4「その他」に移ります。まず、これまでの会議で委員の皆様から出された意見について、事務局より対応状況の報告をお願いします。
事務局	資料6の委員意見への対応状況について説明をさせていただきます。 項目は4項目あります。1つ目。丸内委員から、保育所や学校の評価システムが必要であることから、補助金を出している園等を対象として、まずは自己評価を行ってはどうかというご発言がありました。保育幼稚園課からの回答ですけれども、保育所保育指針において、保育所の自己評価並びにその公表が努力義務として位置づけられている。また、補助を活用し施設整備を行った保育所等には第三者評価の受審を求めているとの回答を得ております。 2つ目。中山委員からのご意見でございます。放課後等デイサービスについて、老人福祉施設のデイサービスの事業所は、今定員が割れているところがあるため、地域での活用方法を模索しているというご意見でございます。回答としては、現在、放課後等デイサービスの事業所数は増加傾向にあるため、老人福祉施設の転用がすぐに必要と考えていないが、状況を見ながら検討をさせていただきたいという回答でございます。 3つ目。差別解消法関係で合理的配慮があるが、難病患者ということではなく疾患によっては服薬等が必要な者等のことを考えた場合、「こまめな休憩が必要な方への配慮等」も、指し絵などでわかりやすい説明があればよいというご意見でした。これにつきましては、今後、差別解消法の周知を図る際は、わかりやすい説明を心がけていきたいと考えております。なお、本市では、障害者雇用促進法に基づく対応として、「事業主が講ずべき措置に関する指針」を策定することとしており、合理的配慮の事例の一つとして「体調管理のために必要な休憩や通院のための休暇取得に関して配慮すること。」という文言を記載することとしております。 最後に、熊本城マラソンでの障がい者専用のトイレについての対応についてのご意見です。スポーツ振興課からの回答でございますが、トイレについては、仮設トイレ以外にも沿道の店舗等に協力依頼を行って協力店舗には「トイレ協力店」という掲示を行うこととしております。また、オストメイト対応トイレ、

	<p>多目的トイレについては、3ヶ所設置を予定としておりまして、優先的に障がい者の方が利用できるように熊本城マラソンのホームページで告知を行っているという回答でございます。</p>
千川会長	<p>続いて当会議の議事録の取扱いについて確認する必要があるとのことですので、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>当会議の議事録については、市が定めている市民参画と協働の推進条例において、審議会終了後に会議録を作成し、公表することとされており、当会議も会議内で発言があった委員の皆さんの確認を経て、市のホームページに公表しているところです。この度、会議録の決定方法について、市のほうで一定の基準が設けられたため、皆さんに確認をお願いするものになります。</p> <p>基準では、原則として、会議の承認を受けることで、会議録として決定することとなっており、会議の承認を受ける機会が無い場合や、次の会議開催までの期間が1ヶ月以上空くような場合には、各会議において会議録の決定方法について予め確認し、その方法に従って会議録の決定を行うこととされています。この会議では、これまでは会議内で発言があった委員の皆さんにのみ会議録の確認をお願いしていましたが、今回の会議の会議録からは、全ての委員の皆さんにご確認をいただくことをもって、会議の承認を得たものとし、市ホームページ等で公表するものとしたいと考えていますが、いかがでしょうか。</p>
千川会長	<p>ただいまの説明に基づき、会議録の決定方法についてこの場で確認したいと思います。当会議の議事録は、会議終了後に、事務局から全ての委員の皆様にお送りし、内容のご確認をいただくことをもって、会議として承認したという取扱いとしてよろしいでしょうか。特になければそれで承認したいと思います。</p>
委員全員	<p>(一同了承)</p>
千川会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>最後に、前回会議で確認したとおり自立支援協議会の大きな主旨として、関係機関同士の連携強化や情報共有がありますので、この本会議の場で、毎回4名程度の委員の皆様から一言ずつ、それぞれの取り組みや近況をご報告いただきたいと思います。</p> <p>事前をお願いしています秋成委員、谷口委員、平川委員、松村委員、よろしくをお願いします。お一人、1分間から2分程、手短で結構ですので、現在の取り組みをお話ください。</p>
秋成委員	<p>熊本市障がい者相談支援センターウィズの秋成です。</p> <p>昨年、元々の青明病院の敷地内から新大江に引っ越しまして、地域活動支援センターと委託相談支援事業所、計画相談支援事業所を行っているところです。うちのネットワークとして、ささえりあとの連携をとっているのですが、地域の課題として、高齢のご家族のお子さんが、今まで一切サービスを受けていな</p>

	<p>い、何の障がいがあるかもわからない方が、お母さんが介護を受けるにあたって、突然地域に発見されるというケースが月に1、2件あります。去年までは半年に1人ぐらいだったのが、最近どんどん増えてきている状況で、特に私の事業所の周りでそういうご相談が増えている状況で、今後、問題が大きくなっていくのではないかなど。今現在ある方たちの高齢化もですが、突然出てくる障がいのある方、何かサービスが必要なのではないかなどという方たちがどんどん今増えている。今後私の推測からすれば、あと10年ぐらい、第二次ベビーブームの僕が今42歳ですが、僕たちがちょうど50歳ぐらいになり、私たちの親が80歳代ぐらいになる頃をピークに増えるんじゃないかなど懸念しているところです。それについて先立って、地域のささえりあと協議を行っていて、併せて高齢の虐待と障がいの虐待は近い問題がありますので、そちらの協議も定期的に行っているところです。</p>
<p>谷口委員</p>	<p>熊本市障がい者相談支援センターきらりの谷口と申します。</p> <p>今日は時間も迫っていますので、コンパクトにお話できればと思っております。お手元にパンフレットを2部お渡ししています。1つがきらりの運営母体の熊本市社会福祉事業団のパンフレットと、センターのリーフレットをご用意しております。うちの管轄エリアが東2圏域ということで、月出・山ノ内・東町等、青空さんが託麻地域を担当されていますが、その南側を担当させていただいております。詳しくはリーフレット中面を見ていただきますと担当エリアを記載しておりますので、お時間がある際に確認いただければと思います。</p> <p>取組みとか課題というところでは、先ほど秋成委員が言われたような高齢の障がい者を抱えている保護者さん、障がいのある方々という問題もありますし、特に、障がい児さんの計画相談支援事業所の計画立案の需要と供給のバランスが難しい状況になっているのが課題かと思っております。今後とも私たちが地域で活動しながら課題意識を持って事業展開をしていきたいと思っておりますので、また発言等させていただきます。</p>
<p>平川委員</p>	<p>サービス事業所の1人としてこの協議会に参加させていただいております。</p> <p>チャレンジめいとくの里の平川と申します。パンフレットを2部用意させていただきましたので、そちらをご覧くださいれば概要についてはおわかりいただけるかと思っております。私が勤務しているチャレンジめいとくの里は、北区の明德町というところにありまして、明徳会という法人が平成15年10月に設立しています。平成17年4月1日に障がい者支援施設チャレンジめいとくの里が開所しました。その後、平成21年に最初はめいとく福祉相談室としてスタートしたものが、地域生活支援センターチャレンジとして植木町の中にあリまして、一般相談と児・者の計画相談支援を行っております。それから平成23年にはグループホーム、オレンジハウスを開所しています。それから平成27年</p>

	<p>4月1日に梶尾町に、障がい者福祉サービス事業所のケアハピネスを開所しています。見ていただければ分かりますが、チャレンジめいとくの里は施設入所支援が50名、生活介護が80名、うち30名はグループホームの方を含めて外部から通所してこられる方です。それから、自立訓練と生活訓練が12名、就労移行支援が18名、就労継続支援B型が20名、短期入所が日中一時支援と合わせて7名になっております。なかで課題になっているのが、今、施設入所が50名おりますけれど、今日現在で施設利用希望者がとうとう48名になりました。この方々がいつになったら入所ができるのか、なかなか見通しが持てない中でグループホームも計画しているところですが、地域でお困りの方がたくさんおられるのではないかと心を痛めているところです。ケアハピネスも昨年の4月1日に開所しましたが、3つのグループで、重度重複の方や行動障がいの方も含めてグループ編成を行っています。中に、グループの特徴の1つとして、生活介護の方でカフェを開設しています。どうぞお近くにお出での節はお立ち寄りいただければと思っております。</p>
<p>松村委員</p>	<p>お手元にこのようなリーフレットがあるかと思います。4月2日、これは毎年変わりません。国連が定めた世界自閉症啓発デーというイベントが行われます。そしてその日から1週間。4月2日から8日までが発達障がい啓発週間となっております。今、熊本県自閉症協会では、この世界自閉症啓発デーに向けて色々な企画をしているところですが、今回、熊本市の障がい保健福祉課をはじめ、熊本県、我々も含めた様々な家族会、それから当事者会が一同に実行委員を作りまして、この自閉症啓発デーのイベント企画を今回初めて委員として協力しあいながら進めているところでございます。このリーフレットはあくまでも全国共通のリーフレットですので、熊本で行われる各イベントにつきましては、私ども熊本県自閉症協会のホームページをぜひご覧いただければと思います。熊本県自閉症協会でご覧いただければすぐ出てまいります。また、熊本県等の福祉関係のページにも、随時同様の熊本におけるイベントの内容のホームページが掲載されているかと思いますので、ぜひご覧ください。</p> <p>口頭で申し上げますと、4月2日。今回は土曜日となりますので、その日に、午後3時からウェルパルでパレードの出発式を行いまして、4時半からウェルパルをスタートして、下通りアーケード、新市街を抜けていく啓発のためのパレードを行います。これはまだ申請中ではありますが、上手くいけばくまモンやひごまるとか、そういうゆるキャラも参加しながら啓発のために皆、街頭をパレードで歩く。これまでも毎年4月2日はやっておりました。その他にも例えば、わっふるさん、わるつさん。いわゆる発達障がい者支援センターさんが主催するイベント。わっふる、わるつ主催は同じく4月2日の午前10時から、菊池市の泗水公民館にて「家族支援とペアレントメンターの役割」という講演</p>

	<p>会を行います。同じく私ども家族会で、ル・シエルさんというところがありますが、みなわさんと主催しましたパネルディスカッション、これは翌日4月3日日曜日の午後1時からウェルパルで行います。テーマは「発達障がいのある成人の就労と支援の現状」です。その他、熊本県庁地下通路で啓発用の掲示を行う予定にしてあったり、熊本市関係でも様々なところでの告知に取り組む予定にしていたり、様々なところで動いています。熊本市の障がい保健福祉課にもご協力いただきまして、確か今回、市政だよりでも同様の告知をしていただくことになっております。さらに、「アール・ブリュット移動美術館スペシャル」と題しまして、作品をウェルパルの大会議室で4月2日から5日まで展示をさせていただく等々、まだまだ他にもあるんですけども、今ここで口頭で申し上げる時間もございますので、ぜひ自閉症協会のホームページあるいは県や市関係のところに同様のチラシ、ポスターも掲示する予定でございますので、皆様ぜひ今回は土曜日、4月2日でございますので、お時間がありましたら色々なところで様々な企画にご参加いただければと思っていますところ。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。</p>
千川会長	<p>最後に丸内委員から医療的ケアが必要な障がい児についてご提案があるということなので、お願いします。</p>
丸内委員	<p>私は児童発達支援センターひばり園の施設長をしていますが、うちが言語コミュニケーションを中心とした支援を行っているということで、言語聴覚士が8名おりまして、そこにNICU出身で低出生体重で1,000グラム以下で生まれたお子さんが、生命を維持するために気管切開をしたり人工呼吸器をつけたりされています。その方たちが重心になられる方も多数いらっしゃるのですが、その中で重心ではなくて、立って歩いて色々なことも生活面でもできるし、ある程度の言語力とか知的な力もお持ちのお子さんたちで、困っていることがあります。今うちに5名通園されています。その方たちが、気管切開をされているので発声が出来ません。発声の練習をしたり、他のコミュニケーション手段を使ってコミュニケーションをとる練習をしているんですが、幼稚園に入る時、学校に入る時に痰の吸引が必要ですので、看護師さんの配置が絶対に必要なんです。ただし、看護師さんの配置がされているところが少ないということと、要望しても看護師さんを別個に配置するということが出来ないという点、それから、保護者さんがレスパイトとか、お子さんを見ることができないときに、先ほどおっしゃっていた江津湖療育園とかおがた医院さんとかは重症心身障がい児さんの一時預かりという制度の中でされているので、うちに来られている方たちは身障の手帳の呼吸器障がいとか、音声障がい3級しかお持ちでないです。療育手帳もお持ちでないので、一時預かりしてくれるところがない。通常の養護施設とかそういったところに行こうとすると、看護師さんの配置が</p>

	<p>ないので出来ませんとおっしゃっています。それで保護者さんからぜひそういうお子さんの現状があるということを知っていただいて、何らかの施策を講じていただければと言う事を聞いています。</p> <p>それと、先週、私が東京で厚生労働省の方とお話したのですが、厚生労働省も家族支援や医療的ケアの必要な障がい児の支援も含め、今後の障がい児支援のあり方についてどう考えるかということを検討課題にして、そのなかで重症心身障がい児に当たらない医療的ケアが必要な障がい児への支援、サービスを検討していくということを大きな柱にしていますので、この場でご検討なり、色々な案が出ればと思っております。</p>
千川会長	<p>以上をもちまして、全ての議事を終了いたします。</p> <p>予定していた時間を超過しましたが、委員の皆様から貴重なご意見がいただけたと思います。では最後に事務局から連絡をお願いします。</p>
進行	<p>3 事務局連絡</p> <p>次回、平成28年度第1回目の熊本市障がい者自立支援協議会は、5月27日金曜日15時からを予定しております。開催場所が変わりまして、ウェルパルクまもと1階の大会議室を予定しています。通常と日程、場所ともに異なるため、お間違いのないようご注意ください。</p> <p>これをもちまして、平成27年度第4回熊本市障がい者自立支援協議会を終了いたします。長時間に亘るご審議ありがとうございました。</p> <p>4 閉会</p>